# 衆議院内閣委員会ニュース

【第213回国会】令和6年3月27日(水)、第5回の委員会が開かれました。

- 1 理事の辞任及び補欠選任
  - ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 鳩山二郎君(自民)

補欠選任 理事 高木啓君(自民)(理事鳩山二郎君今27日理事辞任につきその補欠)

- 2 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案(内閣提出第24号)
  - ②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第25号)
  - ・高市国務大臣、村井内閣官房副長官、石川内閣府副大臣、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質 疑を行いました。
  - ・経済産業委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。

(質疑者)後藤祐一君(立憲)、篠原豪君(立憲)、山岸一生君(立憲)、櫻井周君(立憲)、本庄知史君(立憲)、前原誠司君(維教)、住吉寛紀君(維教)、塩川鉄也君(共産)、浅野哲君(国民)、緒方林太郎君(有志)

(質疑者及び主な質疑事項)

## 後藤祐一君(立憲)

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案(以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。)

- ア 国会職員による重要経済安保情報の取扱いを可能とするための法改正の必要性
- イ コンフィデンシャルレベルの情報を対象外としている諸外国議会における監視機関
- ウ 重要経済安保情報を情報監視審査会の対象とすることについての見解
- エ 重要経済安保情報の指定等についての国会報告の必要性及び国会報告規定を置かない理由
- オ 情報監視審査会の業務が特定秘密保護法の国会報告規定に基づくことの確認
- カ 重要経済安保情報の指定等についての有識者への報告及び意見聴取の必要性
- キ 重要経済基盤保護情報でトップシークレット又はシークレットに該当する特定秘密以外の情報の 適用の可否

## 篠原豪君(立憲)

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 民間事業者が重要経済安保情報と無関係に適性評価を受けるインセンティブ
- イ 特定秘密とされた情報が重要経済安保情報として民間事業者に提供される可能性
- ウ 民間事業者が保有する最先端の技術情報と政府が保有する重要経済安保情報との関係
- エ 重要経済安保情報の範囲の解釈に幅が出る懸念

## 山岸一生君 (立憲)

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 特定秘密保護法との関係
  - イ 重要経済安保情報と特定秘密の具体的かつ明確な線引きの必要性
  - ウ 国会の監視についての考え方
  - エ 重要経済安保情報を国会に提供する条件

- オ 適性評価に関する調査を行う組織の規模及び具体的な構成
- (2) 特定秘密保護法
  - ア 適性評価への不同意による不利益処分に関する詳細
  - イ 運用実績を再度レビューする必要性

# 櫻井周君(立憲)

- (1) 大阪・関西万博の延期に関する高市国務大臣の所見
- (2) 重要経済安保情報の指定要件に政府が保有する情報であることを明記する必要性

#### 本庄知史君(立憲)

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 国務大臣等を適性評価の対象とする必要性
  - イ クリアランスホルダーの証明方法
  - ウ 特定秘密及び重要経済安保情報でカバーされる情報の範囲
  - エ 特定秘密保護法でカバーされる 4 分野でより機微度の低い情報の漏えいに対する罰則の在り方
  - オ 特定秘密保護法には規定されていない法人に対する罰則を本法律案で規定する整合性
- (2) 基幹インフラ対象分野への港湾の追加

#### 前原誠司君 (維教)

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 同盟国と同等の情報保全制度が実現することの確認
  - イ 経済安全保障上重要な情報の保全制度を新法により整備する理由
  - ウ 重要経済基盤保護情報のうちトップ・シークレット及びシークレット級の情報保全の在り方
  - エ 特定秘密保護法の運用基準の見直しに係る検討内容
  - オ 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の必要性
  - カ 適性評価のための調査の方法及び内容
  - キ 政務三役を適性評価の対象外とした理由
  - ク 個人情報の目的外利用の禁止規定の実効性確保策及び救済策
- (2) アクティブサイバーディフェンスの実現に向けた今後の取組
- (3) ヒューミント(人的情報)の収集等を行う組織を創設する必要性

## 住吉寬紀君(維教)

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 特定秘密保護法の法改正の検討
- イ 本法案と特定機密保護法の担当部署が異なる理由
- ウ 重要な部分が政令・運用基準等に任されていることへの懸念
- エ 罰則の実効性
- オ 日本における他国の諜報活動への認識
- カ 適性評価
  - a 適性評価調査の実施体制
  - b 内閣府と各省の判断に差異が生じる可能性
  - c 虚偽申告に対する罰則の有無

- d 中国籍保持者が対象となる可能性
- e 政務三役を適性評価の対象とすることのデメリット

#### 塩川鉄也君(共産)

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 特定秘密保護法における経済安保分野の情報指定の有無
- イ 特定秘密保護法の別表の趣旨
- ウ 運用基準の見直しによる経済安保分野を特定秘密に指定することの是非
- エ 重要経済基盤は基幹インフラよりも広い概念かの確認
- オ 民間事業者に対し、適合事業者となることを迫る可能性
- カ 医療分野が重要経済基盤に含まれる可能性及び医療機関が適合事業者となる可能性
- キ 重要経済安保情報は政府保有情報に限るという根拠条文
- ク 民間事業者が指定を要する秘密を知った場合に国に通報する義務の有無
- ケ 重要経済安保情報に関し対象となる情報を列挙していない理由

# 浅野哲君 (国民)

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 適性評価における調査事項
  - a 日米の差異
  - b いわゆるハニートラップに関する調査の有無
- イ 適性評価における判断基準を定める必要性
- ウ 適性評価の結果に基づく従業員の不合理な不利益取扱いの具体例及び相談窓口を設置する予定の 行政機関
- エ 重要経済安保情報のクリアランスホルダーに対する行動制限の有無
- オ 適合事業者の認定基準の具体的内容
- カ 中小の適合事業者への支援の内容
- キ 適性評価の結果を通知する期限を明確にする必要性

# 緒方林太郎君 (有志)

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 重要経済安保情報の指定要件に政府が保有する情報であることを明記する必要性
- イ 独立行政法人が保有する特定重要技術に関する情報が重要経済安保情報にならない理由
- ウ 特定重要技術に係る協議会に関する情報の漏洩の罰則が軽くなっている理由
- エ 内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて中国企業のロゴが 入った資料が配付された問題
  - a 中国企業との関係が疑われる人物を当該組織の構成員としたことの是非
  - b 政府が主催する会議の構成員を選定する際に適性評価を実施する必要性
- オ 政務三役を適性評価の対象とする必要性
- カ 重要経済安保情報を用いて株取引をした場合の罰則の有無